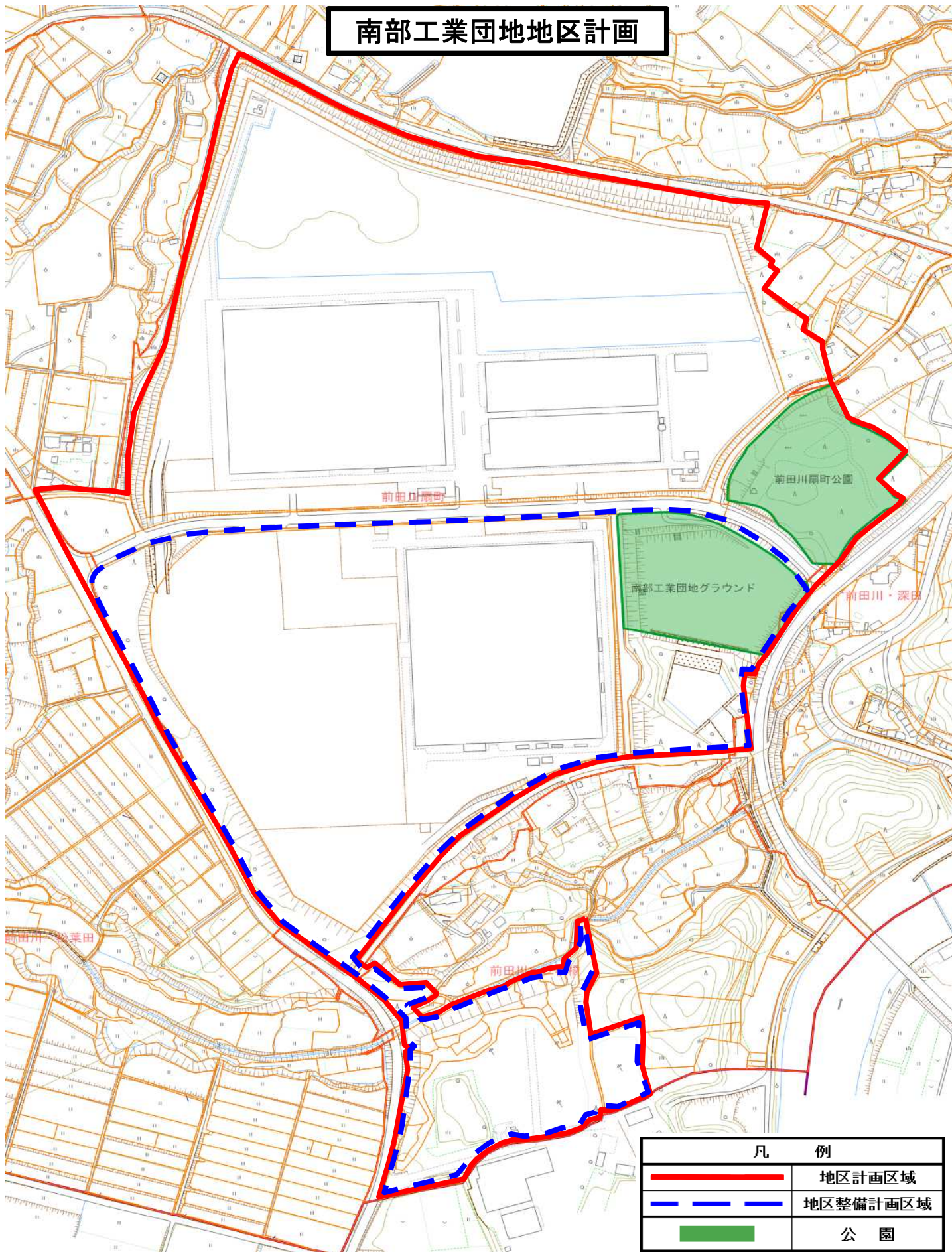


# 南部工業団地地区計画

須賀川市 告示第94号 R2. 8. 28

名 称		南部工業団地地区計画
位 置		須賀川市前田川扇町、前田川字松葉田、字深田及び字二枚橋の各一部の区域
面 積		約45. 9ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、国道118号の西側に隣接し工業団地として開発された地区であり、その区域について地区計画を策定し、事業効果の維持増進と良好な環境の形成、保全を図り計画的な市街地開発を行うことを目標とする。
	土地利用の方針	周辺地域の土地利用に対し、良好な環境を維持しながら工業の振興を図り、工業地として調和のとれた土地利用を推進する。
	地区施設の整備方針	地区施設として区画道路(L=約710m、W=15m)、公園(約16, 000㎡)を適正に配置し、工業地として良好な環境が形成されるよう誘導する。
	建築物等の整備方針	建築物の用途を制限し、工業地として適正な市街地を形成する。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	計画図表示のとおり
	地区整備計画の区域面積	約21. 9ha
	建築物等に関する事項	<p>建築物等の用途の制限</p> <p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住宅(兼用住宅を含む)または下宿</li> <li>2. 共同住宅または寄宿舍(ただし、区域内の工場及び工場関連施設の用に供するものを除く)</li> <li>3. 物品販売業を営む店舗または飲食店</li> <li>4. ポーリング場またはスケート場</li> <li>5. マージャン屋、パチンコ屋、射的場その他これに類するもの</li> </ol>

# 南部工業団地地区計画



凡 例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	公園